



償還猶予申出書

氏名 組合員証番号	借受中の全貸付	種別	貸付番号	1回の償還額		償還金猶予総額 (予定)
				毎月分	ボーナス分	
所属所名 所属所コード		一般				
給与支給機関	埼玉県・市町村・その他	住宅				
	↑いずれかに○	住宅災害				
償還猶予事由及びその期間 (事由を○で囲み、期間を記入)		介護構造				
・償還猶予事由 1 住宅等の被災 2 育児休業 3 介護休暇 4 疾病等による無給休職 5 配偶者同行休業 ・期間 (年 月 日～ 年 月 日)		教育				
		災害				
		医療				
		結婚				
		葬祭				
		合計				
償還猶予期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 (計 か月)					
<p>公立学校共済組合貸付規程第17条の規定に基づいて、償還の猶予を希望しますので、上記により申し上げます。また、償還猶予金額は、償還猶予期間満了後、猶予した回数ごとの金額で、順次、猶予回数定期償還をします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>公立学校共済組合埼玉支部長 様</p> <p style="text-align: right;">申出人氏名 電話番号 ()</p>						
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職・氏名 印</p>						
所属所電話番号				()		

記入・提出にあたっての注意事項

- 1 償還猶予事由及びその期間
償還猶予事由の該当する番号に○を付け、その期間をカッコ内に記入してください。
- 2 償還猶予期間
以下を参考に、猶予を希望する期間を記入してください。
 - (1) 住宅等の被災
申出のあった日の属する月の翌月から12月の範囲内
※貸付けの申込みと同時に申出のあった場合は、初回の償還日の属する月から起算する。
 - (2) 育児休業の承認を受けたとき
育児休業の期間の範囲内
 - (3) 介護休暇の承認を受けたとき（介護休暇の期間が1か月未満の者及び時間取得の者を除く）
介護休暇の期間の範囲内
 - (4) 疾病等による無給休職（地方公務員法第28条第2項第1号（心身の故障）に該当するとき）
疾病等による無給休職の期間の範囲内
※ 共済貸付金は、傷病手当金及び傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。
 - (5) 配偶者同行休業
配偶者同行休業の期間の範囲内
- 3 借受中の全貸付
貸付番号、1回の償還額及び償還金猶予総額を記入してください。
※ 償還金猶予総額＝1回の償還額（毎月分）×猶予期間（月数）
＋1回の償還額（ボーナス分）×猶予期間内のボーナス月数
- 4 提出にあたっての注意
償還猶予を希望する月の前月20日（必着）までに、福利課貸付・ライフプラン担当（下記参照）へ提出してください。各共済組合出張所（教育事務所内）での受付は行っておりません。なお、共済組合分・互助会分ともに猶予を希望する場合は、それぞれ申出書を提出してください。
- 5 受付後の取扱い
償還猶予申出書の受付後、翌月に猶予承認の通知をします。
また、猶予期間が終了すると通常の償還（給料等からの控除）が自動的に再開となります。その際、猶予した償還金の残高がなくなるまで、通常の償還額に猶予した償還金の1回分が加算されます（いわゆる倍返し。ボーナス償還も2倍となります。）。
- 6 当初の猶予期間に変更が生じた場合
下記（1）及び（2）のように変更が生じる場合は、猶予期間変更の申出書を提出していただく必要があります。用紙を送付しますので、貸付・ライフプラン担当まで御連絡ください。
 - (1) 期間が短縮となる場合（育児休業の取消や失効、猶予期間中の退職等）
 - (2) 期間が延長となる場合（育児休業の延長、介護休暇の延長等）

その他、不明の点等がありましたら、福利課貸付・ライフプラン担当へお問い合わせください。

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701（担当直通）

TEL 048-830-6701（担当直通）